

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年3月14日 07時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市野釜島北方沖 湯島灯台から真方位076° 3.2海里付近 （概位 北緯32° 37.1′ 東経130° 23.6′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3.04m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア54mm、使用燃料ガソリン、平成24年 5月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長ほか家族1人が乗り、漂流中、船長が、釣り場を移動しようとしたところ、船外機が始動せず、オールで漕いだものの、潮流により野釜島北方に流されたので、帰港することが困難と判断して、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇に救助された。 本船の船外機は、本インシデント後、機関整備業者による点検の結果、気化器（キャブレター）内のゴミ詰まりが確認され、同器に燃料油が供給できなくなっていることが判明した。 船長は、気化器の点検を約1年前に実施し、出航前に燃料油の残量を確認して船外機を始動したが、異常を認めなかった。
分析	本船は、船外機の気化器が約1年前から点検されていない状態で漂流中、船長が船外機を始動しようとしたところ、同器にゴミが詰まったことから、燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の気化器が約1年前から点検されていない状態で漂流中、船長が船外機を始動しようとしたところ、同器にゴミが詰まったため、燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートの船長は、発航前や定期的に気化器の点検及び整備を行うこと。</li></ul>
--------------	---